

オオクチバス漁業権に関する経緯及び県の考え方

漁場計画は、案作成後内水面漁場管理委員会への諮問、公聴会の開催、委員会の答申を経て策定されましたが、それにいたるまでのオオクチバス漁業権に関する経緯及び考え方は次のとおりです。

漁業権設定反対の要望（5～8月）5団体

漁場計画原案作成の考え方（7月17日）県としては、積極的にオオクチバスの漁業権を設定すべきではないと考えている。ただし、在来生物への影響評価、流出防止、持ち出しの禁止に対して実効性のある所要の措置が確保できれば社会経済的必要性から漁場計画にオオクチバスを盛り込むこととした。

所要の措置を漁協が示さなかったため、漁場計画原案にはオオクチバスを盛り込まなかった。

所要の措置（～7月31日）山中湖、河口湖、西湖の漁協がオオクチバス漁場管理に対する所要の措置を提示。

漁業権設定賛成の要望（～7月31日）地元町村長、議会議長、観光協会長等から提出。

漁場計画案作成の考え方及び対応（8月11日）漁協からオオクチバス漁場管理に対する所要の措置が示され、水産庁長官通知の在来生物への影響評価、流出防止、持ち出し禁止の実効性が確保されていたため、オオクチバスを漁場計画案に盛り込むこととした。また、所要の措置の実効性を担保するために、制限又は条件を付した。

なお、県としては、定期的にオオクチバスの生態系への影響を調査する。また漁協の漁場管理について確実に所要の措置が実施されているかを調査し、必要に応じて指導・監督を行う。オオクチバスの漁業権については、国においても外来魚の駆除に対する効果的な対策が検討されており、場合によっては将来設定しなくなる可能性もあることから、漁協に対しそれに対応できる漁場管理体制を検討するよう求めていくこととした。

制限又は条件

オオクチバスの漁場管理については、次の措置を講ずること
当該水面における在来の生物への影響を評価すること
流出の予防措置及び流出を想定した対応措置を確保すること
当該漁場から知事の承認を得ずに生体のまま持ち出さないこと

内水面漁場管理委員会へ諮問（8月11日）上記漁場計画案を諮問。

公聴会（9月3日）オオクチバスへの漁業権設定反対3件、賛成6件の公述。

委員会（9月3日）諮問案どおり異存のない旨を答申。ただし、「オオクチバスの漁場管理については、漁業権の制限又は条件にある所要の措置が確実に実施されるよう関係者への指導を徹底するようお願いしたい。」との付帯意見があった。

漁場計画樹立（9月22日）オオクチバスが漁業権魚種となる漁場計画を告示。

オオクチバス意見交換会（11月11日）各方面から漁場管理の意見を聴取し、今後の漁協指導に資する。